

會 告

来る昭和11年4月4日より8日に亘り東京市に於て第三回日本工學會大會を催し4月5・6の兩日各部會の講演會を開くことになりました部會は前回と異り各學會別とせず各講演別にすることになりました

開 催 日 程 概 定

4月4日(土) 總會、各代表者講演、懇親會
4月5-6日(日月) 各部會講演

4月7-8日(火水) 見學
4月4-6日(土日月) 展覽會

日本鐵鋼協會々員講演者募集

来る昭和11年4月5・6の兩日に亘り上記工學會大會の一部會として日本鐵鋼協會管理のもとに本協會關係論文の講演會を開催しますから御出演希望者は下記要項を御含みの上本協會に申込まれたし

昭和10年11月

社 團 日 本 鐵 鋼 協 會
法 人

下 記 要 項

1. 講演希望者は昭和11年1月31日迄に其の題目及び梗概(成るべく英文とし500語以内たるべきこと)、並講演所要時間、其他映寫設備の要否等同日迄に通知のこと。
2. 講演前刷希望者は前項の通知以外其の論文の全文を成るべく昭和11年2月29日迄に提出すること。
3. 論文及び其の梗概には著者の姓名、住所、學位、稱號、職業及び所屬學會協會名を記載すること。
4. 論文はなるべく8,000語以内たるべきこと。
5. 附圖は其儘縮寫し得る様墨書にて明瞭に認め、寫眞は其儘復寫し得る様明瞭なるべきこと。
6. 以上講演論文は從來の如く「鐵と鋼」に掲載します。

第 三 回 工 學 會 大 會 規 則

第一章 會ノ名稱、時期及場所

第一條 本大會ハ之ヲ第三回工學會大會ト稱シ昭和十一年四月東京ニ於テ之ヲ開催ス

第二章 會ノ目的

第三條 本大會ハ東亞地方ニ於ケル各國ノ工學及工業關係者協同シテ次ニ掲グル事項ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

一、工學及工業ニ關スル論文ノ發表及意見ノ交換ヲ爲シ以テ智識ヲ増進シ且懇親ヲ圖ルコト

二、發表ノ論文、意見並決議ヲ記録シテ工業ニ關スル參考資料ト爲スコト

第三章 會 議 及 施 設

第三條 本大會ハ總會及部會ノ二種トシ更ニ第二條ノ目的ヲ達成スル爲メ次ノ事業ヲ行フ

見學、記録ノ出版、工業ニ關スル展覽會、其ノ他會議ノ目的達成ニ必要ナル事項

第四條 總會ニ於テハ重要事項ヲ審議及報告並會員ヨリ提出セラレタル決議事項ヲ審議ス

第五條 部會ニ於テハ論文ヲ發表シ之ニ對スル意見ヲ交換ス部會ハ發表セラレルべき論文ノ種類ニ應シ適宜數箇ニ分類シテ之ヲ設ク

第六條 見學ハ東京地方ヲ主トス、但シ海外ヨリ來朝ノ會員ニ對シテハ其ノ他ノ地方ニ涉リ之ヲ行フコトアルヘシ

第七條 本大會ニ於テ發表セラレタル論文、意見、決議ハ之ヲ

刊行ス

第八條 展覽會ハ主トシテ日本帝國內ノ工業ニ就キ會期中適當ノ場所ニ之ヲ開ク

第四章 會ノ執行機關ノ組織

第九條 本大會ニ會長、副會長、評議員、委員長、副委員長、委員及幹事ヲ置ク

本大會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第十條 會長ハ日本工學會理事長之ニ當ル

會長ハ本大會ヲ統轄ス

第十一條 副會長ハ日本工學會社員タル各學會々長之ニ當ル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十二條 評議員ハ日本工學會評議員並日本工學理事會ニ依リ推薦セラレタル者トス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ審議ス

第十三條 委員長ハ日本工學會理事會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

委員長ハ大會委員ノ事務ヲ統轄ス

第十四條 副委員長ハ日本工學會理事會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

副委員長ハ大會委員長ヲ補佐シ大會委員長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十五條 委員ハ日本工學理事長之ヲ囑託ス

委員ハ講演、見學、展覽會、記録、會場、接待、晚餐會ノ區